

安達地方広域行政組合入札参加資格制限措置要領

(平成19年9月10日決裁)

(平成22年5月24日決裁)

(令和3年5月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、安達地方広域行政組合（以下「組合」という。）が行う入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、安達地方広域行政組合入札参加資格審査実施要綱（平成19年安達地方広域行政組合告示第11号）第6条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「入札参加資格者」という。）が別表第1及び第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件に該当した場合に、一定期間、組合が実施するすべての競争入札への参加を制限する措置（以下「参加資格制限」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格制限)

第2条 管理者は、入札参加資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めるときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、参加資格制限を行うものとする。

2 管理者が前項の規定による参加資格制限を行ったときは、入札を担当する課長、署長又は所長（以下「担当課長等」という。）は、当該参加資格制限に係る入札参加資格者を入札に参加させてはならない。また、制限付一般競争入札の場合、開札日から落札者決定までの間に入札参加資格者が前項の規定による参加資格制限を受けているときは、落札候補者又は落札者としてはならない。

3 担当課長等は、前項において参加資格制限に係る入札参加資格者を現に指名し、又は制限付一般競争入札参加資格確認を行っているときは、入札執行前（制限付一般競争入札の場合においては落札者の決定前）に限り、当該指名通知又は制限付一般競争入札参加資格確認を取消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する参加資格制限)

第3条 管理者は、前条第1項の規定により参加資格制限を行う場合において、当該参加資格制限について責めを負うべき入札参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加資格制限を行うものとする。ただし、当該下請負人に故意又は重大な責めを負うべき事由が認められるときはこの限りではない。

2 管理者は、前条第1項の規定により共同企業体について参加資格制限を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該参加資格制限について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加資格制限を行うものとする。

3 管理者は、前条第1項又は前2項の規定による参加資格制限に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加資格制限を行うものとする。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前3項の場合に準用する。

(参加資格制限期間の特例)

- 第4条 入札参加資格者が、1つの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該各号の措置基準に定める運用期間の最も長い措置期間のものをもって措置するものとする。
- 2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における参加資格制限期間は、それぞれ別表各号の措置基準に定める運用期間の2倍の期間とする。ただし、当初の参加資格制限期間が1か月に満たないときは、1.5倍の期間とする。
- (1) 別表第1第1号から第4号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1第1号から第4号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 別表第1第5号から第8号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1第5号から第8号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 別表第2第1号から第9号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第2第1号から第9号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき（次号に掲げる場合を除く。）。
- (4) 別表第2第1号から第3号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2第1号から第3号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- 3 管理者は、入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項に定める参加資格制限期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、参加資格制限の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 管理者は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項に定める長期を超える参加資格制限の期間を定める必要があるときは、参加資格制限の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 管理者は、参加資格制限期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で参加資格制限の期間を変更することができる。
- 6 管理者は、参加資格制限期間中の入札参加資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該入札参加資格者について参加資格制限を解除するものとする。
- 7 管理者は、参加資格制限期間中の入札参加資格者について、新たな事案により措置要件に該当し、参加資格制限を行うこととなったときは、当該参加資格制限に係る期間に、既に措置されている参加資格制限期間の終期の翌日を始期として監査資格制限を行うものとする。
- 8 管理者は、新たに有資格者となった者について、参加資格制限を行う場合は、資格認定日を始期として行う。この場合、該当する事実により既に参加資格制限がなされた者がいるときは、その参加資格制限が行われた日から期間を定め、資格認定日以降に残期間があれば、その残期間について参加資格制限を行うものとする。また、該当する事実により参加資格制限がなされた者がいないときは、その事実を知り得た日から期間を定め、その参加資格制限期間のうち資格認定日以降に残期間があれば、その残期間について参加資格制限を行うものとする。
- 9 第2項、第4項、第5項、第7項及び8項の規定の適用後の期間が36か月を超える場合は

36か月とする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する参加資格制限の期間の特例)

第5条 管理者は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより参加資格制限を行う際に、入札参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第4条第4項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、別表第2第2号、第2の1号又は第3号の措置基準に定める運用期間の2倍の期間とする。ただし、当該規定適用後の期間が36か月を超える場合は36か月とする。

- (1) 組合の職員が談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、組合の調査において、入札参加資格者が当該談合の事実を否認していたにもかかわらず、その後の捜査機関の捜査等により談合行為が明らかとなり、別表第2第2号又は第3号に該当したとき。
- (2) 別表第2第2号、第2の1又は第3号に該当する入札参加資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反若しくは公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- (3) 別表第2第2号に該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の3の規定による課徴金加算措置の適用があったとき。（前2号に掲げる場合を除く。）。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。
- (5) 組合又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

第5条の2 別表第2第2号の措置要件に該当した場合において、独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの参加資格制限の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、参加資格制限の期間が別表第2第2号に規定する期間の短期を下回るときは、第4条第3項の規定を適用するものとする。

第5条の3 管理者は、別表第2第1号、第2号、第3号又は第8号（同号の措置基準(2)イに該当する場合に限る。）の措置要件に該当する入札参加資格者のうち、単独で、安達地方広域行政組合入札契約審査委員会要綱（平成19年安達地方広域行政組合告示第12号）に定める安達地方広域行政組合入札契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に当該不正行為に関する事実を自ら報告した入札参加資格者について、次の各号の定めるところにより参加資格制限の期間を短縮又は免除することができる。

- (1) 減免適用事業者数は、3者までとする。
- (2) 審査委員会の審議により調査に値すると決定する前に、別記に定める要件を満たす報告及び資料の提出を行った者の参加資格制限の期間は、減免措置の適用がなかったと想定した場合の期間すべてを免除するものとする。
- (3) 前号の決定後に、別記に定める要件を満たす報告及び資料の提出を行った者の参加資格制限の期間は、減免措置の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

(参加資格制限期間の承継)

第6条 参加資格制限期間中の入札参加資格者から、合併、会社分割、営業譲渡等の組織変更により当該入札参加資格者の業務を承継した入札参加資格者は、当該参加資格制限に係る制限期間を承継するものとする。ただし、合併については、参加資格制限を受けた入札参加資格者の役員が、業務を受け継いだ入札参加資格者の役員に就任する場合又は株式の過半数を保有する場合に限るものとする。

(報告)

第7条 担当課長等は、入札参加資格者が、別表各号（次項に該当する場合を除く。）に該当する事実を知ったときは、第1号様式により、速やかにその旨を総務課長に報告しなければならない。

- 2 担当課長等は、組合が発注した工事又は業務の施工において事故が発生した場合は、第2号の1様式及び第2号の2様式により、総務課長に報告しなければならない。その際は、第2号の3様式により、請負者から報告を求めるものとする。
- 3 組合以外の者が発注する工事又は業務（ただし、施工現場が安達地方の市村内のものに限る。）の施工において、事故が発生した場合は、担当課長等が、前項に規定する報告様式により総務課長に報告するものとする。
- 4 組合以外の者が発注する工事又は業務（ただし、施工現場が安達地方の市村内のものに限る。）の施工において、事故が発生し、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴提起された場合は、当該工事等を所管する担当課長等は、第2項に規定する報告様式により総務課長に報告するものとする。

(審議)

第8条 総務課長は、前条の報告を受けたときは、審査委員会に対し、当該報告に係る参加資格制限を行うべき者及びその制限期間の審議を求めなければならない。

- 2 前項の規定は、第4条第5項及び第6項の措置を行う場合において準用する。

(参加資格制限の通知等)

第9条 管理者は、前条の審議の結果、第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による参加資格制限の措置が必要とされた場合は、第3号の1様式によりその旨を当該入札参加資格者に、及び第3号の2様式により入札参加資格者名簿の副本を置く機関に対して通知するものとする。ただし、当該入札参加資格者に対し通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該通知を省略することができる。

- 2 前項の規定は、第4条第5項、第6項及び第6条の措置を行う場合において準用する。この場合、各々の措置については、第4号様式から第6号様式までにより通知を行うものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 担当課長等は、参加資格制限期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはな

らない。ただし、やむを得ない事由により随意契約の相手方とする必要があるときは、あらかじめ、総務課長を経て審査委員会に付議するものとする。

(下請等の禁止)

第11条 担当課長等は、参加資格制限期間中の入札参加資格者が、当該担当課長等の所管する契約に係る下請をし、若しくは受託し、又は完成保証人（連帯保証人を含む。）となることを認めてはならない。

(参加資格制限に至らない事由に関する措置)

第12条 管理者は、参加資格制限措置要件に至らない事由のため参加資格制限が行われない場合において、必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(参加資格制限の公表)

第13条 管理者は、第2条第1項、第3条第1項から第3項まで並びに第4条第5項及び第6項の措置を行ったとき（第6条の規定に基づく期間の承継があったときを含む。）は、第7号様式により組合のウェブサイトに掲載し、公表するものとする。

(その他)

第14条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年9月10日から施行する。

(経過措置)

2 参加資格制限の対象となる事実行為が施行日以前に行われていた場合であっても、施行日以後に当該事実行為が明らかとなり、別表各号の措置要件に該当する場合は、この要領を適用するものとする。

3 この要領の施行日以前に行った安達地方広域行政組合が発注する工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する基準（平成16年安達地方広域行政組合告示第17号）に基づく指名停止等の措置は、この要領の規定に基づく措置とみなす。

附 則

1 この要領は、令和3年6月1日から施行する。

2 改正後の安達地方広域行政組合入札参加資格制限措置要領は、令和3年6月1日以後に認めた事実から適用し、同日前に認めた事実については、なお従前の例による。

別表第1（第1条、第4条、第5条、第7条関係）

事故等に基づく措置要件

措 置 要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 組合が発注する建設工事等（以下「組合発注工事等」という。）競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>1の2 組合発注工事等の入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料、その他の入札前の調査資料又は契約締結後の組合への提出資料等に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>
<p>（過失等による粗雑工事）</p> <p>2 組合発注工事等の施工に当たり、故意又は過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（過失による場合でその契約の内容に適合しない場合における不適合（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 安達地方の市村内において、組合以外の者が発注した工事等（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2号に掲げる場合の外、組合と締結した契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上8か月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>5 組合発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた関係者事故）</p> <p>7 組合発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつ</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>たため、関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2か月以内</p>

別表第2（第1条、第4条、第5条、第7条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置要件

措 置 要 件	期 間
<p>（贈賄）</p> <p>1 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上24か月以内</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12か月以上24か月以内</p>
<p>2の1 業務に関し、独占禁止法第19条に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上6か月以内</p>
<p>（公契約関係競売等妨害又は談合）</p> <p>3 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害若しくは談合（刑法第96条の6第1項及び第2項に該当する場合。以下同じ。）の容疑又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上24か月以内</p>
<p>（建設業法違反行為）</p> <p>4 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>（廃棄物処理法違反行為）</p> <p>5 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは廃棄物処理法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>（労働安全衛生法違反行為）</p> <p>6 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第100条に違反し、</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(暴力的不法行為等)</p> <p>7 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人、若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「入札参加資格者等」という。）が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）との関係が認められるとき若しくは業務に関し、暴力的不法行為を行う等、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>3か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上24か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
--	---

別記

入札参加資格制限措置の減免に係る報告及び資料の提出に関する事務取扱

安達地方広域行政組合入札参加資格制限措置要領（以下「措置要領」という。）第5条の3の規定に基づく入札参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出に関する事務取扱を次のように定める。

（調査審議決定前の不正行為の概要についての報告）

第1条 措置要領第5条の3の規定に基づく入札参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出を安達地方広域行政組合入札契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に対し行おうとする者（以下「報告者」という。）は、第8号様式による報告書1通をファクシミリを利用して送信することにより安達地方広域行政組合事務局総務課（以下「総務課」という。）に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の提出に関するファクシミリの番号は、0243-22-1102とする。

3 ファクシミリを利用して第1項に規定する報告書が提出された場合は、総務課が受信した時に、当該報告書が審査委員会に提出されたものとみなす。（以下同様に、この事務取扱中総務課に提出された報告及び資料は、審査委員会に対し提出されたものとみなす。）

4 第1項に規定する報告書の提出を行った者は、遅滞なく、当該報告書の原本を総務課に提出しなければならない。

（報告の確認及び提出期限の通知）

第2条 総務課は、前条第1項に規定する報告書を受領したときは、当該報告書を提出した者に対し、当該報告書の受領並びに第9号様式による報告書による当該不正行為に係る事実の報告及び資料の提出を行うべき期限（以下「提出期限」という。）を電話により通知するものとする。

（調査審議決定前の報告及び資料の提出）

第3条 報告者は、前条で通知された提出期限までに、第9号様式による報告書1通及び資料を審査委員会に提出しなければならない。

（調査審議決定後の報告及び資料の提出）

第4条 調査審議に出席を求められた者又は第2条の通知において報告書による報告が調査審議決定後であるとされた者が、入札参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出を審査委員会に対し行おうとするときは、次条に規定する期日までに、第9号様式による報告書1通及び資料を総務課に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書は、ファクシミリを利用して送信することにより提出しなければならない。

3 第1項に規定する報告書の提出を行った者は、遅滞なく、当該報告書の原本を総務課に提出しなければならない。

（調査審議決定後の報告及び資料の提出を行うべき期限）

第5条 調査審議決定後の報告及び資料の提出を行うべき期限は、調査審議が行われた日の初日から起算して6日（安達地方広域行政組合の休日を定める条例（平成元年安達地方広域行政組合条例第4号）第1条第1項に規定する組合の休日を含めない。）とする。

（報告書及び資料の提出の順位等）

第6条 提出期限までに第3条又は第4条に規定する報告書及び資料の提出を行った者が4以上あるときは、第1条第1項に規定する報告書の提出の先後及び第4条第1項に規定する報告書の提出の先後により、これを定める。

(第三者への秘匿義務)

第7条 第1条第1項、第3条又は第4条第1項に規定する報告書を提出した者は、正当な理由なく、その旨を第三者に明らかにしてはならない。

(報告書及び資料の取扱)

第8条 第1条第1項、第3条又は第4条第1項に基づき提出された報告書及び資料は、公正取引委員会及び捜査機関に提供する場合を除き、公表しないものとする。

年 月 日

総務課長

（担当課長等）

入札参加資格制限措置要件該当事由発生報告書

下記入札参加資格者について、入札参加資格制限措置要件に該当する事実があったので、安達地方広域行政組合入札参加資格制限措置要領第7条第1項の規定に基づき必要書類を添えて報告します。

記

- 1 該当入札参加資格者
 - (1) 商号又は名称及び代表者氏名
 - (2) 所在地

- 2 入札参加資格制限措置要件に該当する事実
 - (1) 該当する措置要件（要領別表第 第 号）
 - (2) 事実又は行為等の発生日時及び概要等
 - (3) 対応経過等

- 3 対象工事等を所掌する担当課長等の意見
（※必要に応じて事実関係を証する書面等を添付すること。）

工事現場等における事故発生報告書

年 月 日

総務課長

(担当課長等)
事務担当者

・発注工事（業務）において関係者事故（公衆損害事故）が発生したので、安達地方広域行政組合入札参加資格制限措置要領第7条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃				
発生場所					
発注者					
工事(業務)名					
請負人	住所				
	氏名				
下請人	住所				
	氏名				
被災内容	氏名	年齢	性別	被災の程度	負傷程度
			男・女	死亡・負傷	全治 入院
			男・女	死亡・負傷	全治 入院
			男・女	死亡・負傷	全治 入院
事故内容等					

- (注) 1 この報告書は、一般の発注工事に係る事故について提出すること。
 2 この報告書は、事故発生後3日以内に提出すること。
 3 この報告書には、図面・写真等の参考書類を添付すること。

工事現場等における事故発生報告書

年月日

総務課長

(担当課長等)
事務担当者

発注工事（業務）において関係者事故（公衆損害事故）が発生したので、安達地方広域行政組合入札参加資格制限措置要領第7条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事故発生日	年 月 日 () 時 分頃		
2 発生場所			
3 発注者			
4 工事（業務）の概要	(1) 工事（業務）名		
	(2) 工事番号		
	(3) 工種		
	(4) 工期	着工 年 月 日	竣工 年 月 日
	(5) 契約金額	円	
5 請負人	(1) 商号・名称		
	(2) 住所	〒	
	(3) 代表者		
	(4) 取得している建設業許可業種（一般・特定）		
	(5) 認定を受けている入札参加資格業種		
	(6) 現場代理人	氏名 事故発生時、現場に（いた。いない。） いない場合はその理由	
	(7) 主任技術者（監理技術者）	氏名 事故発生時、現場に（いた。いない。） いない場合はその理由	
	(8) 下請施工の有無	組合発注工事の場合、下請通知書の提出～有（無） 無	
6 下請負人	(1) 商号・名称		
	(2) 住所	〒	
	(3) 代表者		
	(4) 下請工事の内容		
	(5) 下請金額		
	(6) 取得している建設業許可業種（一般・特定）		
	(7) 認定を受けている入札参加資格業種		
	(8) 主任技術者	氏名 事故発生時、現場に（いた。いない。） いない場合はその理由	

第2号の2様式裏面

7 被災者 死亡 人 負傷 人 物損 円	(1) 氏名 (年 月 日生 歳 男 女)
	(2) 住所
	(3) 勤務先
	(4) 被災の程度 死亡 負傷(全治 入院)
	(5) 物損 内容 約 円
	(1) 氏名 (年 月 日生 歳 男 女)
	(2) 住所
	(3) 勤務先
	(4) 被災の程度 死亡 負傷(全治 入院)
	(5) 物損 内容 約 円
8 事故発生の経過	
9 事故発生の原因	
(1) 安全衛生管理の措置が適切であったか	
(2) 労働安全衛生法及び同規則違反の疑いがあるか	
10 その他参考となる事項	
11 安全管理の程度	
A 著しく安全管理義務を怠っていたと認められる。	
B 安全管理上の問題が認められ、請負者が通常講ずべき安全管理の措置が不適切であったと認められる。	
C 請負者の安全管理の措置は、概ね適切であったと認められる。	
12 担当課長等としての意見	

- (注) 1 この報告書は、組合及び組合以外の者が発注した工事・業務に係る事故について提出すること。
 この場合、関係者事故は、死亡した、又は医師が全治1か月以上若しくは入院2週間以上と診断した人身事故について、公衆損害事故は公衆に対する前記人身事故又は物的損害額が50万円以上の事故について、報告すること。(人身事故には、「全治までの期間」及び「入院する期間」(入院しない場合は、「入院なし」と記載)を確認できる医師の診断書を添付する。)
- 2 この報告書は、事故発生後10日以内に提出すること。
- 3 この報告書には、労働者死傷病報告書(労働安全衛生規則第97条関係様式)の写しの他に、図面・写真等の参考書類を添付すること。
- 4 下請負人・被災者等で欄に不足が生じる場合は、様式を適宜作成すること。

第2号の3様式（第7条第2項関係）

工事現場等における事故発生報告書

年 月 日

管理者

請負者 住 所
氏 名

において関係者事故（公衆損害事故）が発生したので、下記のとおり報告します。

記

事故発生日時		年 月 日 ()		時 分頃	
発生場所					
工事（業務）名					
被災(労働)者	住所				
	氏名			勤務先	
	生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別
被災の程度					
事故発生状況及び原因 ① どのような場所で ② どのような作業をしている時に ③ どのような物又は環境で ④ どのような不安全な又は有害な状況にあって ⑤ どのようにして事故が発生したか 等を詳細に記入し被災状況を図示する					
安全管理対策	定例的な安全管理対策				
	事故発生当日の安全管理対策				

(注) この報告書は、組合発注工事・業務に係る事故について提出すること。

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

安達地方広域行政組合管理者

入札参加資格制限通知書

このたび、貴社に対して下記のとおり入札参加資格制限を行うこととしたので通知します。

今後はこのような事態が生ずることがないように十分注意してください。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに組合発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

記

1 入札参加資格制限の期間

2 入札参加資格制限の理由

第3号の2様式（第9条第1項関係）

年 月 日

（担当課長等）

管理者

入札参加資格制限通知書

次のとおり入札参加資格制限の措置を行ったので通知します。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに組合発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

また、当該企業を含む事案において、既に指名決定を受け、指名通知を行っているものについては、当該指名取消しの通知を行い、入札参加資格確認を行っているものについては、当該入札参加資格確認取消しの措置を行ってください。

記

- 1 商号又は名称
- 2 代表者名
- 3 住所
- 4 登録業種
- 5 入札参加資格制限期間
- 6 入札参加資格制限理由

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

安達地方広域行政組合管理者

入札参加資格制限期間変更通知書

年 月 日付け 第 号をもって入札参加資格制限を行った旨を通知しましたが、このたび下記のとおり入札参加資格制限期間の変更を行ったので通知します。

記

- 1 従前の入札参加資格制限の期間
- 2 変更後の入札参加資格制限の期間
- 3 入札参加資格制限変更の理由

商号又は名称
代表者氏名 様

安達地方広域行政組合管理者

入札参加資格制限解除通知書

年 月 日付け 第 号をもって入札参加資格制限を行った旨を通知しましたが、このたび、下記のとおり当該入札参加資格制限を解除したので通知します。

記

- 1 入札参加資格制限の解除を行った期日
- 2 入札参加資格制限解除の理由

商号又は名称
代表者氏名

様

安達地方広域行政組合管理者

入札参加資格制限期間承継通知書

この度、貴社が現在入札参加資格制限期間中である から
ことに伴い、安達地方広域行政組合入札参加資格制限措置要領第6条の規定に基づき、下
記のとおり入札参加資格制限期間が承継されたので通知します。

記

- 1 入札参加資格制限の承継期間
- 2 入札参加資格制限承継の理由

第7号様式（第13条関係）

入札参加資格制限措置の概要

1 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称	
代表者名	
住所	

2 措置期間

年 月 日 ～ 年 月 日（ か月）

3 事実概要

4 措置理由

【入札参加資格制限措置要領別表第 〇】

措 置 要 件	期 間

問 い 合 わ せ 先

安達地方広域行政組合総務課財政係
 福島県二本松市上竹二丁目172番地
 0243-22-1101

第8号様式（第5条の3関係）

入札参加資格制限の減免に係る報告書

年 月 日

安達地方広域行政組合入札契約審査委員会委員長
(安達地方広域行政組合事務局総務課長)
(ファクシミリ番号 0243-22-1102)

住所
商号又は名称
代表者氏名 印
電話番号
(担当者の職名及び氏名)

安達地方広域行政組合入札参加資格制限措置要領第5条の3の規定による入札参加資格制限の減免を受けたいので、下記のとおり報告します。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにはいたしません。

記

○ 報告する不正行為の概要

1 当該行為の対象となつた工事名等	
2 当該行為の内容	
3 当該行為の期間	年 月 日

記載上の注意事項

1 当該行為の対象となった工事名等

当該行為の対象となった工事名、委託名などについて、その対象が分かるように具体的に記載すること。工事名等をどのように記載したらよいか分からないときは、入札月日や開札場所など、対象を特定できる項目を記載すること。

2 当該行為の内容

例えば、入札参加者、対象となる工事等の担当課長等名（〇〇課（〇〇センター）などを記載する。）等が分かるように、具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び関与の内容について、具体的に記載すること。

3 当該行為の時期

当該行為に係る取決め等をした時期を記載すること。個別の取決め等が無く、基本的な決めのみがある場合で、当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。

※ 書ききれない場合は、適宜、別紙（様式任意）に記載すること。

この報告書をファクシミリで送信する際は、誤送信することのないようにすること。
ファクシミリ送信後、報告書の正本を郵送すること。

第9号様式（第5条の3関係）

入札参加資格制限の減免に係る報告書

年 月 日

安達地方広域行政組合入札契約審査委員会委員長
（安達地方広域行政組合事務局総務課長）
（ファクシミリ番号 0243-22-1102）

住所
商号又は名称
代表者氏名 印
電話番号
（担当者の職名及び氏名 ）」

安達地方広域行政組合入札参加資格制限措置要領第5条の3の規定による入札参加資格制限の減免を受けたいので、下記のとおり報告します。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにはいたしません。

記

1 報告する不正行為の概要

(1) 当該行為の対象となった工 事名等	
(2) 当該行為の内容	
(3) 共同して当該行為を行った 他の事業者の「氏名又は名 称」及び「住所」	
(4) 当該行為の時期	年 月 日

2 当該行為に関与した役職員の役職名及び氏名

現在の役職名 及び所属名	関与していた当時の役職名及び所属名 (当該役職にあった時期)	氏名

3 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

事業者名	現在の役職名 及び所属名	関与していた当時の役職名及び所属名 (当該役職にあった時期)	氏名

4 当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況

5 その他参考となるべき事項

6 提出資料

次の資料を提出します。

番号	資料の名称	資料の内容の説明 (概要)	備考

記載上の注意事項

1 報告する不正行為の内容

(1) 当該行為の対象となった工事名等

当該行為の対象となった工事名、委託名などについて、その対象が分かるように具体的に記載すること。

例えば、担当課長等名（〇〇課（〇〇センター）などを記載する。）、競争入札の方法（制限付一般競争入札、指名競争入札等）、工事の発注種別（土木工事、建築工事など）等を具体的に記載すること。

(2) 当該行為の内容

例えば、落札予定者の選定方法（ルールの内容）、伝達方法等が分かるように具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び関与の内容について、具体的に記載すること。

(3) 共同して当該行為を行った他の事業者の「氏名又は名称」及び「住所」当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び住所等についても具体的に記載すること。

(4) 当該行為の時期

当該行為に係る取決め等をした時期を記載すること。個別の取決め等が無く、基本的な決めのみがある場合で、当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。

2 当該行為に関与した役職員の役職名及び氏名

現在関与している者だけでなく、過去に関与したことのある者も可能な範囲で記載すること。

3 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1) 当該行為に関与している者を可能な範囲で記載すること。役職名及び氏名が分からない場合は、その旨を注記すること。

(2) 事業者団体の役職員が関与している場合は、その者についても記載すること。

4 当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況

当該行為に係る取決めの実施状況について、具体的に記載すること。

例えば、参加した入札について、落札予定者が決定された経過、自己が落札予定者となったときの他の者への入札価格の連絡の状況、他の者が落札予定者となったときのその者からの入札価格の連絡の状況などが分かるように記載すること。

5 その他参考となるべき事項

(1) 例えば、関係する事業者団体の概要等、参考となるべき事項を記載すること。

- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項第1号から第3号に定める入札談合等関与行為に関係すると考えられる事実（いわゆる官製談合）がある場合は、その内容についても記載すること。

6 提出資料

- (1) 当該行為に関する会合のメモ、当該行為に関する事項の記載された営業日報、当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等、前記1から5までに記載した事項の裏付けとなる資料を、表に記載し提出すること。
- (2) 前記1から5までに記載した事項のうちどの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように、例えば、前記2に記載した事項の裏付けとなる資料の1番目のものには「2-①」という番号を備考欄に付す等、適宜整理すること。

※ 書ききれない場合は、適宜、別紙（様式任意）に記載すること。

この報告書をファクシミリで送信する際は、誤送信することのないようにすること。
ファクシミリ送信後、報告書の正本を郵送すること。